③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、平成23年11月２日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　平成８年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の⒜から⒠までの要件を全て満たす鋼橋上部工新設工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記⒜から⒠までの要件を全て満たす施工実績を有すること。経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、何れか１社が下記⒜から⒠までの要件を全て満たす施工実績を有すること。

⒜　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。

⒞　最大支間長25m以上であること。

⒟　供用中の道路（日交通量が10,000台以上）を規制（車線規制・切り回し・片側交互通行・通行止めの何れか）して鋼橋の架設を行った実績があること。

⒠　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

ただし、⒜から⒠は製作から架設まで同一の橋梁で施工した実績であること。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した鋼橋上部工新設工事で、上記②⒜、⒝、⒞、⒠の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

ただし、⒜、⒝、⒞、⒠は製作から架設まで同一の橋梁で施工した経験であること。

また、工場製作における配置予定の技術者と架設工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作の施工経験を、架設工事における配置予定技術者は架設工事の施工経験を有する者であること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（詳細は入札説明書参照。）。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記５⑴へアクセスして入手するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（同６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６⑴①の認定を受けていない構成員が同６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６⑴①の認定又は同６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（同６⑴①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道13号野黒沢高架橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 23 年 10 月 13 日

独立行政法人国立長寿医療研究センター

総長　大島　伸一

◎調達機関番号　616　◎所在地番号　23

○第４号（№4）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　購入等物品び数量

血管連続撮影装置　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成23年11月14日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒475―8511 愛知県大府市森岡町源吾35　国立長寿医療研究センター財務経理課長　中村　晃康　電話0562―46―2311　内線2601